#### 東洋建設グループの役員・従業員、退職者の皆様へ

# 団体総合生活保険のご案内

「まさか」のことは突然起こる!家計にやさしく、万一に備える

15<sub>%</sub>割引\*1

リスクに備える充実の補償で

従業員・退職者の皆様やご家族の生活をお守りします!



"もしも"に備えて様々な補償をご用意しています。

病気やケガに備える

医療補償

他人への賠償責任への備え

個人賠償責任

弁護士費用等 (人格権侵害等) NEW!

傷害補償

所得補償

携行品

ホールインワン· アルバトロス費用

保険期間

2026年 3月1日 2027年 3月1日 午後4時から午後4時まで

募集期間

2025年 11月4日 から 2025年12月25日 まで

**— お問い合わせはこちらまで -**

東建商事株式会社

TEL: 03-5244-5693

受付時間 平日 午前9時~午後5時

\*1 割引の詳細は「団体保険の特徴」をご確認ください。

# こんなもしもの出費に、備えていますか?

## 病気に備える



病気で入院したら・・・

ベッド代

食事代

家族の 交通費

日用品

<入院1日あたり>

自己負担費用平均約

20,700<sub>円\*1</sub>

入院期間

<sup>院期間</sup> **26.3**<sub>日\*2</sub>



#### いつ起こるかわからない病気に備えられます!

【保険金お支払い事例】 脳内出血で手術、20日間入院

<受取保険金額>

万円

3,000円プラン

30歳(男女共通)の場合

上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。治療内容により、上記以外の保険金もお支払いの対象と なる場合があります。

\*1 出典:(公財)生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」

\*2 出典: 厚生労働省「令和5(2023)年医療施設(静態・動態)調査・病院報告の概況」

## 個人賠償責任

加害者に なった場合に 備える



自転車を運転中に歩行者と接触してケガをさせた・・

9,521<sub>万円</sub>



もしも加害者になってしまった場合に備えられます!

他にもこんなリスクが!

子どもが店の 商品を壊して しまった

飼い犬が 他人にかみつき ケガをさせた

年齢一律/男女共通

保険料は月々200

<sup>\*1</sup> 神戸地方裁判所、2013年7月4日判決事例

## 家計にやさしい団体保険で、しっかり備えを!

## 団体保険の特徴

■15%割引が適用されて保険料が割安!

団体割引:15%適用

■ご加入手続きが簡単!

ご加入時の医師の診査は不要\*1、保険料の払込みは給与引去り、退職後は便利な口座振替

■自動セットの充実したサービス! \*2

メディカルアシストやデイリーサポート、介護アシスト等、健康・暮らしのサービスが自動セット

- ■ご家族も加入できる! \*3
- \*1 所得補償、医療補償にご加入の場合は加入依頼書等の質問事項(健康状態告知)にお答えいただくことでご加入いただけます。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。
- \*2 自動セットのサービス詳細は「サービスのご案内」をご参照ください。
- \*3 詳細は「保険の対象となる方(被保険者)について」をご参照ください。

## その他にも安心できる様々な補償をご用意しています





弁護士費用等 (人格権侵害等)







ホールインワン・アルバトロス費用



ご家族のみなさまとご相談のうえ、ご加入をご検討ください。

お手続きは裏表紙を、詳しくは次ページ以降をご確認ください。



公的医療保険って?

病気やケガのリスクに備えるための手段である保険には、大きく分けて公的医療保険と 民間保険があります。

## [医療費の一部負担(自己負担)の割合について]

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度とは、病気やケガをしたときに医療費の一部が軽減される制度です。医療保険行為を受けた医療機関で保険証を提示すると、医療費の自己負担額が原則1~3割になります。

年齢	一般所得者等	一定以上所得者	現役並み所得者
75歳以上	1割負担 2割負担		3割負担
70~74歳	2割負	3 剖貝担	
6歳(義務教育就学後)~69歳	3割負担		
義務教育就学前	2割負担(自治体により異なる)		

【出典】厚生労働省のホームページ等をもとに東京海上日動にて作成

## [高額療養費制度について]

医療機関等の窓口で支払う医療費が1か月(1日から末日まで)で上限額を超えた場合に、年齢や所得に応じて超過した部分が払い戻される制度です。

#### 70歳未満の場合の上限額

所得区分		ひと月の上限額 (世帯ごと)	4回目からの 上限額*1
1	年収約1,160万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円
2	年収約770万円~ 約1,160万円	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円
3	年収約370万円~ 約770万円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
4	年収約370万円以下	57,600円	44,400円
(5)	住民税非課税者	35,400円	24,600円

【出典】厚生労働省のホームページ等をもとに東京海上日動にて作成

<sup>\*1</sup> 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目以降から「多数回」該当となり、上限額が下がります。 ※2024年10月時点の内容(東京海上日動調べ)を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。



公的医療保険はあるけれど・・・

公的医療保険を活用しても自己負担は発生し、療養期間が長引くことで負担も大きくなります。また、**差額ベッド代や先進医療の技術料**等、公的医療保険が適用されない費用もあります。



公的医療保険の不足分に対する備えとして、「傷害補償」「医療補償」へのご加入をご検討ください。

<sup>※2024</sup>年10月時点の内容(東京海上日動調べ)を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。

- 保険の対象となる方(被保険者)について
- **■** 補償ラインナップ(基本補償)

#### からだに関する補償



傷害補償(ケガへの備え)



所得補償(病気やケガで働けない時への備え)



医療補償(病気やケガへの備え)

#### 賠償・財産・費用に関する補償

## 【費用に関する補償】



## 弁護士費用等(人格権侵害等)

【賠償責任に関する補償】



個人賠償責任(他人への賠償責任への備え)

【財産に関する補償】



携行品(身の回り品への備え)

【費用に関する補償】



ホールインワン・アルバトロス費用

- サービスのご案内
- 告知の大切さに関するご案内
- 加入依頼書の記入例
- 団体総合生活保険 補償の概要等
- 重要事項説明書
- ご加入内容確認事項(意向確認事項)
- お申込み方法

## 保険の対象となる方(被保険者)について

## 1. 「保険の対象となる方(被保険者)ご本人\*1」としてご加入いただける方

			家族	<b>疾型補償(本人</b> 型	型以外)
		本人型	傷害補償	医療補償	賠償・財産・費用に 関する補償*2
① 東洋建設株式会社およびその系列会社の 役員・従業員、退職者		0	0	0	0
② ①の方の	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟	0	0	×	0
ご家族	①の方と同居されているご親族・ 使用人の方	0	×	×	0

※保険の対象となる方(被保険者)ご本人\*1について年齢\*3等の加入条件がある補償があります。詳細は「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。
※対象となる系列会社については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- \*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
- \*2 個人賠償責任、携行品、弁護士費用等(人格権侵害等)をいいます。
- \*3 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

## 2. 保険の対象となる方(被保険者)の範囲

保険の対象となる方(被保険者)の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

※基本補償により、選択可能な「型」が異なります。「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

#### ■傷害補償、所得補償、賠償・財産・費用に関する補償

	本人型	夫婦型	家族型
① ご本人*1	0	0	0
② ご本人*1の配偶者	_	0	0
③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	_	_	0
④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	_	_	0

<sup>※</sup>保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

#### ■ 医療補償

_ <u></u>	— 1777 III 15 4							
	本人型	本人·配偶者型	本人·配偶者·子供型					
① ご本人*1	0	0	0					
② ご本人*1の配偶者*2	_	0	0					
③ ご本人*1のお子様*3	_	_	0					

<sup>\*1</sup> 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

・男性:満18歳以上満89歳以下、かつ「ご本人\*1の年齢\*4+5」歳以下の方

・女性:満16歳以上満89歳以下、かつ「ご本人\*1の年齢\*4+5」歳以下の方

例:ご本人が満30歳・男性の場合、配偶者が満16歳以上満35歳以下であれば、ご加入いただけます。

配偶者が死亡した場合や離婚等の理由によってご本人\*1の配偶者でなくなった場合には、その事実が発生した時をもって保険の対象ではなくなります。

- \*3 ご本人\*1のお子様のうち、年齢\*4が満23歳未満の方をいいます。また、ご加入後、新たに出生されたお子様は、自動的に保険の対象となる方に含まれます。お子様が保険期間中に満23歳となった場合は、その保険契約の満期日をもって保険の対象ではなくなります。満23歳になったお子様を引き続き保険の対象としたい場合、翌年度のご加入は、「1.『保険の対象となる方(被保険者)ご本人』としてご加入いただける方」の内容にかかわらず、「本人型」または「本人・配偶者型」で更新ください(「本人型」または「本人・配偶者型」で更新をされる場合には、新たに健康状態等の告知が必要になる等、新規にご加入いただく場合と同様のお取扱いとなりますのでご注意ください。)。翌年度のご加入において、引き続き保険の対象に含まれる満23歳未満のお子様についても、その人数によっては「本人型」でご加入いただくほうが保険料がお安くなる場合がありますのでご注意ください。また、戸籍上の異動によりご本人\*1のお子様でなくなった場合は、その事実が発生した日をもって保険の対象ではなくなります。
- \*4 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

#### 【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1)配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。

①婚姻意思\*1を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族 : 6 親等以内の血族または3 親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)。

(3)未婚: これまでに婚姻歴がないことをいいます。

\*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

<sup>※</sup>個人賠償責任において、ご本人\*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)。

<sup>\*1</sup> 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

<sup>\*2</sup> 加入依頼書等に「配偶者」として記載された方をいい、ご加入時年齢\*4が下記の範囲に該当する必要があります。

## 補償ラインナップ(基本補償)



## 傷害補償(ケガへの備え)

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

## ■ 日常生活全般プラン

国内外において、保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」により ケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

例えば…・交通事故によるケガ・・仕事中のケガ ・家庭内でのケガ

旅行中のケガ スポーツ中のケガ

## ■ゴルフ中等限定プラン [ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット]

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導 中に保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをした または熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

例えば…スイングした拍子に転んだときのケガ





死亡·後遺障害 ケガや熱中症で死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

ケガや熱中症で入院\*1したり手術\*2を受けた場合に保険金をお支払いします。 入院·手術

\*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

\*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

ケガや熱中症で通院\*3した場合に保険金をお支払いします。 通院

\*3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

## 保険金額·保険料表

保険期間:1年間 団体割引:15% ※ご加入数は1口のみです。

	プラン		日常生活全般プラン						ゴルフ中等 限定プラン*2		
	型		本人	型			夫婦型		家族型		本人型
	タイプ名	SAタイプ	SA 1 タイプ	SBタイプ	SCタイプ	SDタイプ	SEタイプ	SFタイプ	SGタイプ	SHタイプ	GAタイプ
=	「ルフ中の傷害危険のみ補償特約	_	_	_	1	_	_	_	_	1	0
-	死亡·後遺障害保険金額	200万円	300万円	400万円	600万円	200万円	400万円	600万円	150万円	300万円	200万円
本	入院保険金日額*1(1日あたり)	2,000円	3,000円	5,000円	8,000円	2,000円	5,000円	8,000円	2,000円	3,000円	3,000円
	通院保険金日額(1日あたり)	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	1,000円	3,000円	4,000円	1,000円	2,000円	2,000円
<b></b>	死亡·後遺障害保険金額					200万円	400万円	600万円	150万円	200万円	
配假者	入院保険金日額*1(1日あたり)	_	-	_	_	2,000円	5,000円	8,000円	2,000円	3,000円	_
1=	通院保険金日額(1日あたり)					1,000円	3,000円	4,000円	1,000円	2,000円	
-	死亡·後遺障害保険金額								150万円	200万円	
親防	入院保険金日額*1(1日あたり)	_	-	_	_	_	_	_	2,000円	3,000円	_
_/J∂	通院保険金日額(1日あたり)								1,000円	2,000円	
	保険料(月払)	660円	1,140円	1,680円	2,410円	1,250円	3,200円	4,590円	2,110円	3,700円	90円

<sup>※</sup>各タイプにつき、「金額」または「〇」の記載がある特約はセットしており、「-」の記載がある特約はセットしておりません。

- \*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術
- \*2 保険期間中に他のプランから「ゴルフ中等限定プラン」に変更することまたは「ゴルフ中等限定プラン」から他のプランに変更することはできません。

#### 【今年度の主な改定点】

- ※熱中症を補償対象とします。
- ※職種級別による料率区分を廃止(保険料を一本化)します。
- ※熱中症の補償追加や収支状況等を踏まえて保険料を改定します。ご加入タイプや職種級別による料率区分の廃止により、保険料が引上げとなる場合と引下げとなる場 合があります。

詳細やその他の主な改定点は「団体総合生活保険商品改定のご案内」をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。



## 所得補償(病気やケガで働けない時への備え)

## 病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間\*1(7日)を超えた場合に、最長1年保険金をお支払いします。\*2

- \*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。
- \*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても保険金をお支払いします。



#### [家事従事者特約] 〈追加補償〉

家事従事者が病気・ケガの治療で入院し家事に従事できなくなった場合に、保険金をお支払いします。\*1 自宅療養は、補償の対象外です。

#### **<保険金のお支払い方法>** 下記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

#### 【例 免責期間7日間のタイプにご加入の場合】

·職業:一般事務従事者 ·平均月間所得額:40万円

·所得補償保険金額:20万円

・てん補期間:1年間・免責期間:7日

Aさん(35歳)は病気で3月25日から7月15日まで 入院し、その後9月15日まで自宅で療養しました。 この場合お受け取りいただく保険金は?



«免責期間»

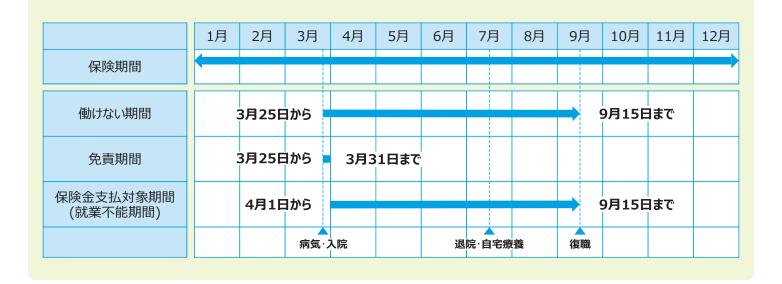
3月25日~3月31日(7日間)

«保険金支払対象期間(就業不能期間)»

4月1日~8月31日までの5か月間と9月1日~15日までの15日間の合計 «お支払いする保険金»

(20万円×5か月)+(20万円×15日/30日)=110万円

※1か月未満の就業不能期間については1か月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。



## 保険金額・保険料表(1口あたり)

保険期間:1年間 団体割引:15%

	型	本人	<b>、型</b>
	タイプ名	SHAタイプ	SHBタイプ
	職種	一般事務従事者等 (基本級別1級)	家事従事者*2
	てん補期間*1	1年	1年
	免責期間	7日	7日
	加入限度口数	99□	3 4 □
	家事従事者特約*2	-	0
j	所得補償保険金額(月額)	10,000円	5,000円
	15~19歳	50円	10円
	20~24歳	70円	20円
	25~29歳	70円	20円
	30~34歳	90円	30円
保険料	35~39歳	110円	40円
(月払)	40~44歳	140円	50円
	45~49歳	170円	50円
	50~54歳	200円	60円
	55~59歳	210円	70円
	60~64歳	220円	70円

<sup>※</sup>所得補償保険金額は、平均月間所得額\*3の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。平均月間所得額\*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

<sup>※</sup>各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「-」の記載がある特約はセットしておりません。

<sup>※</sup>保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢\*4によって異なります。表示の保険料は、基本級別1級(一般事務従事者等)の方と家事従事者\*2(家事従事者特約をセットしている場合のみ)の方を対象としたものです。それ以外の方は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

<sup>※</sup>保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢\*4が満15歳以上の方に限ります。

<sup>\*1</sup> 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

<sup>\*2</sup> 家事従事者としてご加入できるのは、日常、家事に従事される方(炊事、掃除、洗濯および育児等に従事される方)で、かつ、職業に就かれている場合は、その職業が基本級別1級(一般事務従事者等)である方に限ります(家事従事者特約がセットされ、入院時のみの補償となります。)。それ以外の方は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

<sup>\*3</sup> 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得\*5の平均月額をいいます(ただし、家事従事者特約\*2をセットしているタイプは、183,000円となります。)。

<sup>\*4</sup> 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

<sup>\*5 「</sup>加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。



## 医療補償(病気やケガへの備え)

#### 病気やケガで入院・手術をした場合等に保険金をお支払いします。

疾病入院	病気で入院したときに1日目から保険金をお支払いします。 ※1回の入院について60日を限度とします。
疾病手術	病気で手術*1をしたときに保険金をお支払いします。  *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか 1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。  *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
放射線治療	病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。 ※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。
<b>傷害入院</b> ケガで入院したときに1日目から保険金をお支払いします。 ※1回の入院について60日を限度とします。	
傷害手術	ケガで手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。



保険期間:1年間 保険金額・保険料表(1口あたり) 団体割引:15% 型 本人型 本人·配偶者·子供型 本人·配偶者型 性別 男性·女性共通 男性·女性共通 タイプ名 IAタイプ IBタイプ ICタイプ IEタイプ IFタイプ IHタイプ 加入限度口数 2 🗆 20 2 🗆 2 🗆 2 🗆 2 🗆 疾病入院保険金日額(1日あたり) 3,000円 5,000円 7,000円 5,000円 7,000円 5,000円 重大手術\*1 28万円 20万円 12万円 20万円 28万円 20万円 疾病手術 入院中 3万円 5万円 7万円 5万円 7万円 5万円 上記以外の 保険金額 入院中以外 1.5万円 2.5万円 3.5万円 2.5万円 3.5万円 2.5万円 放射線治療保険金額 3万円 5万円 7万円 5万円 7万円 5万円 傷害入院保険金日額(1日あたり) 3,000円 5,000円 7,000円 5,000円 7,000円 5,000円 重大手術\*1 12万円 20万円 28万円 20万円 28万円 20万円 傷害手術 入院中 3万円 5万円 7万円 5万円 7万円 5万円 上記以外の 保険金額 手術 入院中以外 1.5万円 2.5万円 3.5万円 2.5万円 3.5万円 2.5万円 疾病入院保険金日額(1日あたり) 5,000円 7,000円 5,000円 重大手術\*1 20万円 28万円 20万円 疾病手術 入院中 5万円 7万円 5万円 上記以外の 保険金額 手術 入院中以外 2.5万円 3.5万円 2.5万円 放射線治療保険金額 7万円 5万円 5万円 傷害入院保険金日額(1日あたり) 5,000円 7.000円 5,000円 重大手術\*1 20万円 28万円 20万円 **傷宝手**術 入院中 5万円 7万円 上記以外の 5万円 保険金額 手術 入院中以外 2.5万円 3.5万円 2.5万円 5,000円 疾病入院保険金日額(1日あたり) 重大手術\*1 20万円 疾病手術 入院中 5万円 上記以外の 保険金額 入院中以外 2.5万円 放射線治療保険金額 5万円 傷害入院保険金日額(1日あたり) 5,000円 重大手術\*1 20万円 傷害手術 入院中 5万円 上記以外の 保険金額 入院中以外 2.5万円 5~9歳 320円 530円 740円 10~14歳 300円 500円 690円 15~19歳 320円 540円 750円 1,080円 1,500円 2,250円 20~24歳 420円 710円 990円 1,420円 1,980円 2,590円 25~29歳 450円 750円 1,050円 1,500円 2,100円 2,670円 30~34歳 470円 780円 1,090円 1,560円 2,180円 2,730円 35~39歳 490円 820円 1,150円 1,640円 2,300円 2,810円 40~44歳 530円 880円 1,240円 1,760円 2,480円 2,930円 保険料 45~49歳 670円 1,110円 1,550円 2,220円 3,100円 3,390円 (月払) 50~54歳 840円 1,400円 1,960円 2,800円 3,920円 3,970円 55~59歳 1,130円 1,890円 2,650円 3,780円 5,300円 4,950円

60~64歳

65~69歳

70~74歳

75~79歳

80~84歳

1,590円

2,120円

2,870円

3,550円

4,240円

4,190円

2,650円

3,540円

4,780円

5,920円

7,060円

6,990円

3,710円

4,960円

6,690円

8,280円

9,890円

9,790円

7,420円

9,920円

13,380円

16,560円

19,780円

19,580円

6,470円

8,250円

10,730円

13,010円

15,290円

15,150円

5,300円

7,080円

9,560円

11,840円

14,120円

13,980円

<sup>85~89</sup>歳 ※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢\*2によって異なります。

<sup>※</sup>本人・配偶者・子供型の場合、お子様の人数は何人でも保険料は同じです。

<sup>※</sup>各タイプにつき、「金額」または「〇」の記載がある特約はセットしており、「-」の記載がある特約はセットしておりません。

<sup>※</sup>保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢\*2が、本人型の場合は満5歳以上満89歳以下、本人型以外の場合は男性:満18歳以上満89 歳以下、女性:満16歳以上満89歳以下の方に限ります。配偶者、お子様の年齢条件は「保険の対象となる方(被保険者)について」をご確認ください。本人型以外 のタイプにご加入いただいた場合、保険の対象となる方ご本人の年齢\*3が満89歳を超えた場合は、配偶者、お子様についても、その年齢\*3にかかわらず更新できません のでご了承ください。

<sup>\*1</sup> 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。

<sup>\*2</sup> 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

# 新発売

## あなたと家族のもしものために 団体保険がさらに充実しました

弁護士費用等 (人格権侵害等) 被害者に なった場合に 備える



#### いじめ、ネットトラブル、ストーカー被害の状況は…

いじめの認知件数\*1 732,568件

SNSに起因して犯罪被害にあった児童数\*2 1,665件

ストーカー被害の相談等件数\*2 19,843件



#### もしも被害者になってしまった場合に備えられます!

他にもこんな被害にあって 損害賠償請求したり、弁護士に相談した場合 弁護士費用または法律相談費用を最大300万円補償!\*3

自転車に轢かれたが、 相手が一切治療費を 払ってくれない… 電車内で痴漢され、 怖くて電車に乗れなく なってしまった…

垒

年龄一律/男女共通

保険料は月々190円

※1.タイプの場合

- \*1 出典:文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
- \*2 出典:警察庁「令和5年の犯罪情勢」
- \*3 1つの原因事故について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします。

## ■「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」を新設します!

被害事故も加害事故も団体保険であなたとご家族をサポート!

例えば・・・



自転車に轢かれ、大けがを負ったが、 相手が保険に加入しておらず何も対 応してもらえないので、損害賠償請 求したい

子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい



こんな被害事故で法律相談や相手との交渉等を弁護士に依頼したことにより負担した、弁護士費用または法律相談費用を補償します!



「いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル」サービスも付帯!! 詳しくは「サービスのご案内」をご確認ください。



## 弁護士費用等(人格権侵害等)

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢\*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ\*2等により精神的苦痛を被った場合\*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

- 例えば…・自転車に轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。
  - ・電車内で痴漢\*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。
  - ・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。
- \*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
- \*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
- \*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。



## 個人賠償責任·弁護士費用当(人格権侵害等) 保険金額·保険料表

保険期間:1年間、団体割引:15% ※ご加入口数は1口のみです。

	<u></u>	M					
プラン	相人賠償責任 日常生活全般プラン 日本 日常生活全般プラン 日常生活全般プラン 日常生活全般プラン (人格権侵害等)		日常生活全般プラン   +   弁護士費用等		弁護士費用等 (人格権侵害等)	個人賠償責任 ゴルフ中等限定プラン	
タイプ	名	BALタイプ	BALタイプ BBLタイプ BAタイプ BBタ			Lタイプ	BGBタイプ
	型		家族	家族型		_	本人型
個人賠償責任	保険金額	国内:1億円国外:1億円	国内:無制限 国外:1億円	国内:1億円 国外:1億円	国内:無制限 国外:1億円	-	国内:無制限 国外:1億円
	型	家加	·	_	_	家族型	_
弁護士費用等 (人格権侵害等)	保険金額	300万円	300万円	_	_	300万円	_
保険料()	月払)	390円	410円	200円	220円	190円	80円

- ※個人賠償責任の補償内容については、「個人賠償責任」のページをご確認ください。
- ※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。



「弁護士費用等(人格権侵害等)」と「個人賠償責任」の両方にご加入になる場合は、BALタイプ・BBLタイプを選択してください。



## 個人賠償責任(他人への賠償責任への備え)

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

## ■ 日常生活全般プラン

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してし まったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)\*1を国内外 で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合 に保険金をお支払いします。

例えば…・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。

- ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
- ・レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。
- ・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。
- ·ゴルフ中にボールをぶつけてケガをさせてしまった。



## ■ゴルフ中等限定プラン

#### [ゴルフ賠償責任補償特約セット]

国内外においてゴルフの練習、競技または指導中に、他人(キャディを含みま す。)にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借 りた物や預かった物(受託品)\*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき 等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

例えば…・ボールをぶつけてケガをさせてしまった。

・他人から借りたゴルフクラブを壊してしまった。

\*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。



#### 相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください!

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。) に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。





示談交渉



## 保険金額·保険料表

保険金額・保険料につきましては、「弁護士費用等(人格権侵害等)」のページをご参照ください。



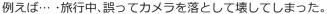
## 携行品(身の回り品への備え)

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

## ■携行品基本プラン

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち 出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に 持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、 眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき) 等は、補償の対象となりません。



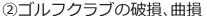
- ・外出中、ハンドバッグをひったくられた。
- ・ゴルフ場でクラブを折ってしまった。

## ■ ゴルフ用品限定プラン [ゴルフ用品補償特約セット]

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。



※ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。



例えば… ゴルフ場でクラブを折ってしまった。



## 保険金額·保険料表

保険期間:1年間、団体割引:15% ※ご加入口数は1口のみです。

プラン		携行品基本プラン	ゴルフ用品	限定プラン	
型	本人型    夫婦型    家族型			本人	<b>し型</b>
タイプ名	KAタイプ	KBタイプ	KCタイプ	KGAタイプ	KGBタイプ
保険金額	30万円	30万円	30万円	20万円	30万円
免責金額(自己負担額)	5,000円	5,000円	5,000円	0円	0円
保険料(月払)	140円	170円	220円	120円	190円



## ホールインワン・アルバトロス費用

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中に、以下のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。



- ●以下のア.およびイ.の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス\*1 ア.同伴競技者
  - イ.同伴競技者以外の第三者\*2
- ●記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたは アルバトロス

例えば… ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。

- ※ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方のホールインワンまたはアルバトロスが補償の対象となり、ゴルフの 競技または指導を職業としている方のホールインワンおよびアルバトロスは補償の対象となりません。
- ※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただきます。
- ※上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

#### 【ご注意】

原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者\*2の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。

- \*1 公式競技の場合は、ア.またはイ.のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。
- \*2 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。

## 保険金額·保険料表

保険期間:1年間、団体割引:15% ※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型			
タイプ名	HAタイプ	HBタイプ	HCタイプ	
保険金額	20万円	30万円	50万円	
保険料(月払)	190円	280円	540円	

ホールインワン・アルバトロス費用にご加入の場合は、傷害補償、所得補償、医療補償、個人賠償責任のいずれかにもご加入いただく必要があります。

## サービスのご案内

## 「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!

東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

## ・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。 また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間\*1: **24時間365日** 000120-708-110

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。 ※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、 電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

#### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、 緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

#### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、 旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

#### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で 専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

#### がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワー カーがお応えします。

#### 転院·患者移送手配 \*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の 一切を承ります。

\*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

#### 介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、 優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いずれも 土日祝· 年末・年始を除く

:午前9時~午後5時 ・各種サービス優待紹介:午前9時~午後5時

00120-428-834

#### 電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービ スの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話 でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただく ことも可能です。

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関 のご案内等を行います。

#### インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕 方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご 提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

#### 各種サービス優待紹介 \*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の 生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。\*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

- \*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
- \*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

## ・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や 毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間: 法律相談

いずれも 土日祝· 年末・年始を除く

・暮らしの情報提供

:午前10時~午後6時

:午後2時~午後4時 · 税務相談 ・社会保険に関する相談:午前10時~午後6時

:午前10時~午後4時

0120-285-110

#### 法律·税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間 電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html -※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

#### 社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話で ご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

#### 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、 暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

#### ・いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

#### 【対象となる補償】

#### 弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応 方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

- ※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
- ※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は 対象外です。
- <u>※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うための</u>もので、す べての問題解決を保証するものではありません。

・いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス: 午前10時~午後6時

受付時間:

いずれも 土日祝· 年末・年始を除く 0120-300-575

・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス: 午前7時30分~午前9時30分/ 午後5時~午後10時

0120-106-670

#### いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、 弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。 【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- ・いじめ ・嫌がらせ ・痴漢 ・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

#### 痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、 その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。 ※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリー ダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

#### ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方(以下サービス対象者といい ます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担と なります。
- \*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約
- \*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

# 告知の大切さについて、ご説明させてください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合\*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

\*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)。

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

#### 告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままにご記入ください。\*1

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。\*2

- ※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。
- \*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。 介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被 保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。
- \*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

#### 保険金請求時等に、

告知内容についてご確認させていただく場合があります。



#### 告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無(予定を含みます。)
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の 有無 等

#### 以下のケースも告知が必要となります。

- ●現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去 2 年以内に告知書記載の特定の病気について医師の 指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- ●過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で 「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は 見つからなかった。
- ※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

#### ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。 ※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。 また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。 告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。





## 加入依頼書の記入例

- ◆新規にご加入の場合、および現在のご加入内容に変更がある場合は、下記 ●~ ●のご案内に沿ってご記入ください。
- ※**現在のご加入内容や印字内容に変更がある場合**は、該当項目の<u>印字を二重線で抹消</u>し、変更後の内容を<u>枠内に印字と重ならないよう</u>にご 記入ください。
- ※本契約は自動更新です。更新しない場合は❶❸Φにご記入·ご署名のうえ、加入依頼書をご提出いただく必要があります。
- ◆❶❹❷⑤については漏れなく記入し、印字されている場合は印字内容が正しいことをご確認ください。
- ◆加入依頼書は、保険の対象となる方(被保険者)ご本人1名につき1部必要となります。保険の対象となる方(ご本人)の人数に応じて、必要部数を《お問い合わせ先》までお申出ください。

※下記加入依頼書はイメージです。実際の加入依頼書や募集内容とは異なる場合があります。

#### ①「ご記入日」: 必ず記入してください。

- ②加入のお申込みをされるお客様【ご加入者】:「ご住所」、「お名前」の「カナ」・「漢字」、「電話番号」、「生年月日」、「性別」等の必要事項をご記入ください。※「電話番号」と「郵便番号」にはハイフンを入れてください。
- 3フルネームの自署をお願いします。
- ④「ご希望のお手続き」に○をしてください。
- ●保険の対象となる方【被保険者】 「本人のお名前」、「生年月日」、「性別」: 《ご加入者と同じ場合》
  - →「ご加入者と同じ」に○をし、<u>各項目のご記</u> 入は不要です。

《ご加入者と異なる場合》

- →各項目をご記入ください。
- ⑥保険の対象となる方【被保険者】 「本人のご住所」:

《ご加入者と同じ場合》

- $\rightarrow$ 「ご加入者ご住所と同じ」に $\bigcirc$ をし、 $\underline{$ 「本人 のご住所」のご記入は不要です。
- 《ご加入者と異なる場合》
- →「本人のご住所」をご記入ください。
- ②「加入者からみた続柄」:

「続柄コード」表より該当するコードをご記入ください。

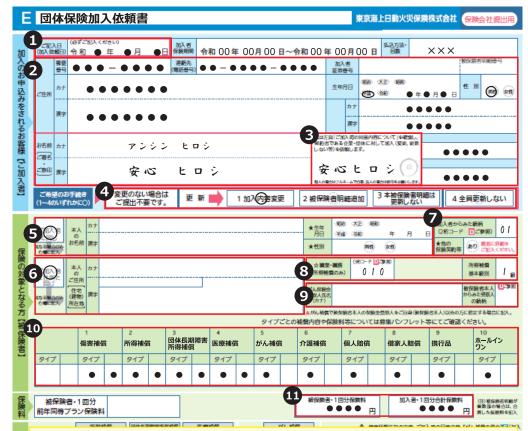
「★他の保険契約等」:

該当がある場合は、「あり」に○をし、加入依頼書裏面に内容をご記入ください。

- ❸《所得補償にご加入の場合のみ》
  - 「☆職業·職務」\*1、「基本級別」\*2
  - \*1 「職業・職務コード」表より該当するコードをご記入ください。
  - \*2 パンフレット等でご確認ください。
- **9**《がん補償にご加入の場合のみ》

がん補償で被保険者本人の保険金受取人をご自身(被保険者本人)以外の方に指定する場合は「がん保険金受取人氏名(カナ)」、および「被保険者本人からみた受取人の続柄」を「続柄コード」表記載のコードにてご記入ください。

- ⑩ご加入いただく「タイプ」(口数募集の場合は「口数」)をご記入ください。
- ●「被保険者・1回分保険料」:被保険者ごとの1回分の保険料をご記入ください。「加入者・1回分合計保険料」:加入者ごとの1回分の保険料をご記入ください。※被保険者明細が複数部の場合は、合算した保険料をご記入ください。



- ◆健康状態告知「回答記入欄·署名欄」:
- ・C「健康状態告知書」頁にご記入、ご署名(自署)ください(E「加入依頼書」に複写されます。)。
- ・下記の各補償に新規ご加入の場合、または健康状態告知が必要となる場合(B「告知の大切さに関するご案内」頁にてご確認ください。)にのみ、ご記入・ご署名(自署)ください(その他の場合は記入不要です。)。
- ◆所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD): 質問1~3の回答・告知日・自署欄
- ◆医療補償・がん補償:質問1~2の回答・告知日・自署欄
- ◆介護補償:質問1の回答·告知日·自署欄
- ※介護補償のみに団体構成員のご家族(配偶者、子供、両親、兄弟および同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)としてご加入いただく場合、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知することができます(この場合は、団体構成員がご署名ください。)。ただし、告知内容が正しくない場合には、ご契約が解除され、保険金をお受取りいただけないことがありますので、ご注意ください。
- ※被保険者(本人または家族タイプのお子様)が満15歳未満の場合には、親権者・後見人等(後見人・保佐人・補助人)の代表者1名が全員の合意を得たうえで、被保険者に代わってご署名ください。(例:安心ショウタ 親権者 安心ヒロシ)

#### 《訂正方法》

誤った記入やあらかじめ印字されている内容を二重線で抹消、正しい内容をご記入のうえ、訂正署名(自署)または訂正印をお願いします。



	続 柄コード						
01	本人	07	孫				
02	配偶者	08	その他親族				
03	父 母	10	雇用主(法人)				
04	子	11	雇用主(個人事業主)				
05	兄弟姉妹	12	従業員				
06	祖父母	99	その他				

8

	【所得補償】職業·	職務	コード
010	事務職	060	建設作業者
020	営業職	070	家事従事者
030	自動車運転者	080	学生
040	運輸従業者	090	無職者
050	金属製造加工作業者	990	その他
	「その他」の場合は加入依頼書裏面の記入欄に 具体的にご記入ください。		

#### ■団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間:1年

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ 先》までご連絡ください。

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していま すので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わ せ先》までご連絡ください。)。

#### 傷害補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

■保険の対象となる方が国内外でケガ\*1\*2をした場合に保険金をお支払いします。ただし、特約をセットしている場合は以下となります。

約」をセットしている場合

「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特 | 国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導\*3中に保険の対象となる方がケガ\*1\*2をした場合に 保険金をお支払いします。

- ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス 性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりません のでご注意ください。
- \*1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。
- \*3 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったと きに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### 「傷害補償基本特約」 《保険金をお支払いする主な場合》 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 死亡保険金 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 後遺障害 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 保険金 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては 入院保険金 お支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術\*1または先進医療\*2に該当 する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含め て180日以内に受けた手術1回に限ります。\*3

#### 手術保険金

- \*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- \*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設 基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。な お、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変 動する可能性があります。)。
- \*3 1 事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

#### 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合

▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、 お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。

#### 通院保険金

- ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いでき ません。
- ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等\*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。
- \*1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをい います。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。

#### [傷害補償基本特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

#### く共涌>

- ·地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ
- ・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ
- ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
- ·無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
- ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ
- ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
- ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ
- ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
- ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ

#### <「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」をセットしている場合のみ>

・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ

等

筌

#### 所得補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

#### 病気やケガによって所定の就業不能になった場合\*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治ゆした後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

\*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします(「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。)。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### [所得補償基本特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間\*1(7日)を超えた場合に、最長1年保険金をお支払いします。

- ▶保険金額(月額)に就業不能期間(月数)\*2を乗じた額をお支払いします。ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額\*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分 ご確認ください。
- \*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。)。
- \*2 「てん補期間\*4内の就業不能の日数」をいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。)。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。
- \*3 免責期間\*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得\*5の平均月額をいいます(「家事従事者特約」をセットしている場合は、183,000円となります。)。
- \*4 同一の病気やケガによる就業不能\*6(または骨髄採取手術による就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間\*1終了日の翌日からの期間)のことをいい、この契約では1年となります。
- \*5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額 | を控除したものをいいます。
- \*6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。

#### [所得補償基本特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能
- ·保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業不能
- ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業不能(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能
- ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能
- ・妊娠または出産による就業不能
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能
- ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能
- ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能\*1\*2
- ・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能
- \*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払対象となります。
- \*2 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。
- ※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態\*1\*2をいいます。
- ※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。
- \*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。
- \*2 保険の対象となる方が日常、家事(炊事・掃除・洗濯・育児等)に従事する方の場合は、病気やケガの治療のための入院(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄 採取手術を直接の目的とする入院)により、家事に終日従事できない状態をいいます(「家事従事者特約」がセットされたタイプにご加入いただく必要があります。)。

#### 医療補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### 《保険金をお支払いする主な場合》

[医療補償基本特約] 疾病入院保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合  ▶疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数 – 疾病入院免責日数*1)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度(疾病入院免責日数*1は含みません。)とします。  ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。  *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では0日となり、1日目から保険金をお支払いします。  *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では60日となり、1日目から保険金をお支払います。
[医療補償基本特約] 疾病手術保険金	病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている 手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術(詳細は欄外ご参照):疾病入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術:疾病入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術:疾病入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*22種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
[医療補償基本特約] 放射線治療保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に <b>公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合</b> ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。
[医療補償基本特約] 傷害入院保険金	ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が傷害入院免責日数*1を超えた場合 ▶傷害入院保険金日額に入院した日数(入院日数 – 傷害入院免責日数*1)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数*2を限度(傷害入院免責日数*1は含みません。)とします。 ※傷害入院保険金が支払われる入院中、さらに別のケガをされても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では0日となり、1日目から保険金をお支払いします。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のごとをいい、この契約では60日となります。
[医療補償基本特約] 傷害手術保険金	ケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術* 1を受けられた場合  ▶以下の金額をお支払いします。  ①重大手術(詳細は欄外ご参照): 傷害入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術: 傷害入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術: 傷害入院保険金日額の5倍  *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*22種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

- ※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
  - ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
  - ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
- ※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます(「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。)。
- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植手術

#### 《保険金をお支払いしない主な場合》(医療補償共通)

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ\*1
- ·保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガ
- ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ
- ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ
- ・アルコール依存および薬物依存
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
- ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ\*2\*3

等

- \*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
- \*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。
- \*3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

#### 賠償責任に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

#### [個人賠償責任補償特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

#### 国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合

- ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
- ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
- ■電車等\*1を運行不能にさせた場合
- ■国内で受託した財物(受託品)\*2を壊したり盗まれた場合
- ▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。
- ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
- ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分 ご確認ください。
- \*1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。
- \*2 以下のものは受託品には含まれません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を招える物

等

#### [個人賠償責任補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任\*1)によって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物\*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・航空機、船舶、車両\*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
- ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
- ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
- ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損
- ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ■受託品の電気的または機械的事故
- ■受託品の置き忘れまたは紛失\*4
- ■詐欺または横領
- ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
- ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊

筡

- \*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導\*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。
- \*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
- \*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
- \*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
- \*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

#### 「個人賠償責任補償特約+ゴルフ賠償責任補償特約」《保険金をお支払いする主な場合》

#### 国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合

- ■ゴルフ\*1の練習、競技または指導\*2中に他人(キャディを含みます。)にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合
- ■ゴルフ\*1の練習、競技または指導\*2中に、国内で受託した財物(受託品)\*3を壊したり盗まれた場合
- ▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。
- ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
- ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分 ご確認ください。
- \*1 ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはパターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。
- \*2 ゴルフ\*1の練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
- \*3 以下のものは受託品には含まれません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1 個または 1 組で100万円を超える物

等

#### [個人賠償責任補償特約+ゴルフ賠償責任補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物\*1の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被 る損害
- ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・航空機、船舶、車両\*2または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
- ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
- ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
- ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損
- ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ■受託品の電気的または機械的事故
- ■受託品の置き忘れまたは紛失\*3
- ■詐欺または横領
- ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
- ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊

- \*1 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
- \*2 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
- \*3 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

筡

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

#### 「携行品特約」《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合

- ▶損害額(修理費)から**免責金額(自己負担額: 1事故について5,000円)を差し引いた額**を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ただし、損害額は時価額を限度とします。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分 ご確認ください。

◎以下のものは補償の対象となりません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物

等

#### [携行品特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害
- ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害
- ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害
- ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害
- ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ・電気的または機械的事故に起因する損害
- ・保険の対象の置き忘れまたは紛失\*1に起因する損害
- ・詐欺または横領に起因する損害
- ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害
- ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害

等

\*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

#### 「携行品特約+ゴルフ用品補償特約」《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合

- ■ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。)
- ■ゴルフクラブの破損、曲損\*1
- ▶損害額(修理費)から**免責金額(自己負担額)を差し引いた額**を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。
- ※ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。た だし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分 ご確認ください。
- \*1 破損、曲損が生じたゴルフクラブの損害に限ります。

#### 「携行品特約+ゴルフ用品補償特約」《保険金をお支払いしない主な場合》

- ·ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害
- ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害
- ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害
- ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害
- ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ・電気的または機械的事故に起因する損害
- ・保険の対象の置き忘れまたは紛失\*1に起因する損害
- ・詐欺または横領に起因する損害
- ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害
- ・ゴルフボールのみの盗難による損害
- \*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

等

#### 費用に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

#### [ホールインワン・アルバトロス費用補償特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフプレー中に、**下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合** 

- ■下記①および②**の両方が目撃した**ホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)
  - ①同伴競技者
  - ②同伴競技者以外の第三者\*1
- ■記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス
- ▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等\*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。
- ※原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者\*1の目撃 証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- ※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいていても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。 既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。
- ※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者\*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのもののご提出が必要となります。
- \*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる 方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。
- \*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。

#### [ホールインワン・アルバトロス費用補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
- ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
- ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス
- ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ

等

#### [弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内において以下のような事由により、保険金の受取人\*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合

- ■急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)によって被った身体の障害\*2または財物の損壊等\*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または 法律相談をした場合
- ■不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画等での表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた\*4ことにより被った精神的 苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合
- ■痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた\*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合
- ▶1つの原因事故\*5について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします\*6。
- ※弁護士等\*7への委任や弁護士等\*8への法律相談および弁護士等\*8への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分で確認ください。
- \*1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者\*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。
- \*2 病気またはケガをいいます。
- \*3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。
- \*4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。
- \*5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。
- \*6 弁護士等\*7への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。
- \*7 弁護士または司法書士をいいます。
- \*8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。
- \*9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
  - ①婚姻意思\*10を有すること
  - ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- \*10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

#### [弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ·ご契約者または保険の対象となる方等の**故意または重大な過失**によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- ・保険の対象となる方の自殺行為\*1、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害\*2、財物の損壊等\*3または精神的苦痛
- ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害\*2、財物の損壊等\*3または精神的苦痛
- ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等\*3
- ・労働災害により生じた身体の障害\*2または精神的苦痛
- ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害\*2
- ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害\*2、財物の損壊等\*3または精神的苦痛
- ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害\*2、財物の損壊等\*3または精神的苦痛
- ・電磁波障害に起因する身体の障害\*2または精神的苦痛
- ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害\*2、財物の損壊等\*3または精神的苦痛
- ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛
- ・保険の対象となる方または賠償義務者\*4の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害\*2または財物の損壊等\*3
- ・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者\*5、父母もしくはお子様が賠償義務者\*4である場合
- ・保険契約または共済契約に関する原因事故\*6

等

- \*1 保険金のお支払対象となる原因事故\*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。
- \*2 病気またはケガをいいます。
- \*3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。
- \*4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。
- \*5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
  - ①婚姻意思\*7を有すること
  - ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- \*6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。
- \*7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、 《お問い合わせ先》までご連絡ください。

## 重要事項説明書〔契約概要·注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

- ※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
- ※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

「マークのご説明】



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、 特にご注意いただきたい事項

#### I|ご加入前におけるご確認事項

#### 1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

#### 2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の"保険金をお支払いする主な場合"、"保険金をお支払いしない主な場合"や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

#### 3 補償の重複に関するご注意



喚起情報

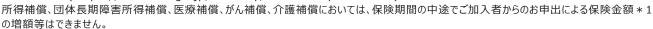
以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約 \* 1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保 険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください \* 2 。

- ●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
- ●救援者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) ●トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用)
- ●がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●教育継続支援特約
- \*1団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
- \*2 1 契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

#### 4 保険金額等の設定



この保険の保険金額 \*1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。 保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。





(金融庁ホームページ)

#### [所得補償·団体長期障害所得補償]

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額 \* 1は、平均月間所得額 \* 2以下(平均月間所得額 \* 2の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額 \* 2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)。

- \*1団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額\*3×約定給付率とします。
- \*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得\*4の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)。
- \*3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。
- \*4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」 および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑 所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

#### 5 保険期間および補償の開始・終了時期





ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

#### 6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### (1)保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

#### (2)保険料の払込方法





払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

#### (3)保険料の一括払込みが必要な場合について



(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

- ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分\*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等
- ※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

- ※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「Ⅱ 1 告知義務」をご確認ください。
- \*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)。

#### 7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

#### ご加入時におけるご注意事項

#### 1 告知義務

П



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

#### [告知事項·通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

基本補償·特約項目名	傷害補償	所得補償	団体長期障害 所得補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救援者費用等 弁護士費用等 トラブル対策費用	
生年月日	<b>★</b> *1	*	*	*	*	<b>★</b> *2	
性別	_	-	*	*	<b>*</b> *3	_	
職業·職務*4	_	☆	_	_	_	_	
健康状態告知*5	_	*	*	*	*	_	

- ※すべての補償について「他の保険契約等 \* 6」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。
- \*1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。
- \*2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。
- \*3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。
- \*4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- \*5 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- \*6 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

#### [所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書)]

#### ①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者\*7、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

- \*7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
  - a. 婚姻意思 \* 8を有すること
  - b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- \*8 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

#### ②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

#### ③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日 \* 9から 1 年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります \* 10。

- ●責任開始日 \* 9から 1 年を経過していても、保険金の支払事由が 1 年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
- ●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません\*11(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)。
- \*9ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
- \*10 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
- \*11 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

#### <前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

#### ④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

#### 2 クーリングオフ



#### 3 保険金受取人



#### [傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合 \* 1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

\*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

#### 「がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合 \* 2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1 名を選択してください。指定がない場合、保険金は 保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

\*2 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。)。

#### 4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

#### Ⅲ│ご加入後におけるご注意事項

#### 1 通知義務等



注意

喚起情報

#### 「通知事項)

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II - 1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

#### [その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●所得補償、団体長期障害所得補償

保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額 \* 1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

- \*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得\*2の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)。
- \*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- ●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### [ご加入後の変更]

#### ●すべての補償共通

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

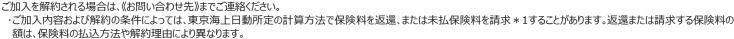
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

#### ●がん補償

がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金(既に支払われた保険金を含みます。)についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を<u>減額</u>される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意いただきますようお願いいたします。

#### 2 解約されるとき





- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間 \* 2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- \*1 解約日以降に請求することがあります。
- \*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

#### 3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

#### 4 満期を迎えるとき

#### [保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

●所得補償

就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。

●上記以外の補償共通

保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

#### [更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

#### [補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

#### [更新後契約の補償内容を拡充する場合]

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額 \* 1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補 償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

\*1団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

#### [更新後契約の補償内容を縮小する場合]

がん補償において、がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を減額された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日(更新後契約の始期日)以前の通 院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意ください。

#### 「保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。

更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

#### [更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### [ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載 の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

#### IV その他ご留意いただきたいこと

#### 1 個人情報の取扱い



- ●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
  - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係 先、金融機関等に対して提供すること
  - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
  - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
  - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
  - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

#### 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- ●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
  - ①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といいます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
  - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)
- ●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- ●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

#### 3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### 4 保険会社破綻時の取扱い等



- ●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い	
傷害補償、賠償責任に関する補償、 財産に関する補償、費用に関する補償		原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。	
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、	
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補	賞、介護補償	90%を下回ることがあります。	

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。 したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- ●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の 引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、〈共同保険引受保険会社について〉をご確認ください。

#### 6 事故が起こったとき

- ●事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に)《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- ●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- ●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(介護補償(年金払介護)においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。)
- ●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者 \* 1または 3 親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
  - \*1法律上の配偶者に限ります。
- ●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
- ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
- ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
- 1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
- 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
- 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
- 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- ●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- ●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
  - 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
  - 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
  - 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

#### 事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

#### 保険の内容に関するご意見・ご相談等

東京海上日動火災保険株式会社

パンフレット等記載の 《お問い合わせ先》にて承ります。

#### 指定紛争解決機関

#### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

東京海上日動火災保険 (株) は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争 (機構) 解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険 (株) との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)





IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間 : 平日 午前9時15分~午後5時 (土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)

#### <共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター (東京海上日動安心110番) **500**.0120-720-110

受付時間: 24時間365日

## ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

□保険金をお支払いする主な場合

□保険期間

1.	保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、
	ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険金額、免責金額(自己負担額)

ださい。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

□保険料·保険料払込方法

	□保険の対象となる方
2.	加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してく

確認事項	傷害補償	所得補償	医療補償	左記以外 の補償
□加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?	_	0	0	_
●『複数の方を保険の対象となる方とするタイプにご加入の場合のみ』ご確認ください。 □家族型補償(本人型以外)にご加入の場合、お子様が保険期間中に満23歳となった場合は、翌年度の更新契約から、そのお子様は保険の対象となる方の資格を失うことについてご確認いただきましたか?	_	_	0	_
□加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか?	_	0	_	_
□保険金額は、平均月間所得額*1以下となっていますか? (平均月間所得額*1を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。また、平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、保険金額の見直しを行ってください。) なお、保険金額の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *1 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前 1 2 か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。ただし、所得補償で家事従事者特約をセットしている場合は、183,000円となります。	_	0	_	_
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 □保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか?	_	0	0	_
●『「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」にご加入される場合のみ』ご確認ください。 □原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金が支払われないことをご確認いただきましたか? ※ 同伴競技者以外の第三者の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。	_	_	_	0
□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	0	0	0	0

#### 3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意\*1」についてご確認ください。

\*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

## お申込み方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

	募集期間	2025年11月4日から2025年12月25日まで		
保険料の払込方法		【役員·従業員の方】 毎月の給与より引き去ります(5月給与より引去開始)。 【退職者の方】 ご指定の口座より毎月引き落とします(5月27日より引落開始)。		
新規ご加入の方 現 変更を希望される方		以下①②いずれかの方法にてお手続きください。 ① <b>ネット募集システム「e-CHOICE」でのお手続き方法</b>		
		「e-CHOICE」の「お手続きサイト」にアクセスし、必要事項を 入力してお手続きください。 URL http://ezoo.jp/ds4/A0039182603		
		②加入依頼書でのお手続き方法 「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、東建商事株式会社へ ご提出ください。加入依頼書の記入方法等につきましては、 「加入依頼書の記入例」をご参照ください。		
		上記「新規ご加入の方」に記載のお手続きと同様にお手続きください。 更新を希望されない方も同様にお手続きください。		
現在ご加入の方	前年同等プランで 更新される方	今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方につましては、特段のご加入手続き(加入依頼書のご提出等)は不要です( <b>自 更新になります。</b> )。*1		

#### 現在ご加入の方への大切なお知らせ

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容·保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

- ■この保険は、東洋建設株式会社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として東洋建設株式会社が有します。
- \* 1 <ご注意> 現在ご加入の方につきましては、上記の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出また は保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会 社に保険契約を申し込みます。

#### 《お問い合わせ先》

代理店

東建商事株式会社

住所:〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目19番地 廣瀬第2ビル 3階

TEL: 03-5244-5693 (受付時間: 平日午前9時~午後5時)

保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 建設産業営業部 営業第二チーム

住所:〒100-8107 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエアEAST

TEL: 03-3285-1853 (受付時間: 平日午前9時~午後5時)

#### 《事故時の連絡先》

代理店

東建商事株式会社

TEL: 03-5244-5693 (受付時間: 平日午前9時~午後5時) 事故受付センター(東京海上日動安心110番)

TEL: 0120-720-110 (受付時間: 24時間365日)